

おもいやり災害食認証制度

提出書類作成等に係る手引き



(一社) 健康ビジネス協議会

Version3
改訂 2020. 3

目 次

1. 申請	2
2. 更新	4
3. 変更	5
4. 辞退	8
5. 書類の提出先	8
6. お問い合わせ	8
7. Q&A.....	9
8. 申請書類の記入例.....	14
9. 更新書類の記入例.....	18
10. 変更書類の記入例.....	19

1. 申請

協議会事務局において申請書を受理し、審査委員会において、申請内容を審査します。審査委員会の審査結果を踏まえて、協議会会長が認証の適否を決定し、協議会から申請者にその結果を通知します。

＜書類の作成＞

協議会ホームページより各様式をダウンロードし、必要事項を記入した後、社印を押印してください。

■（別記様式）おもいやり災害食認証制度に係る 申請

■【添付資料】

[共通]

- ①（別紙１）おもいやり災害食認証制度 企業登録書
- ②（別紙２-申請）おもいやり災害食認証制度に係る商品の概要
- ③（別紙３）おもいやり災害食認証制度に係る認証基準対応表
- ④申請する商品に対して日本災害食学会が発行する、日本災害食認証通知書の写し
- ⑤その他、補足説明資料

[個別（申請する商品の対象項目別）]

⑥【低たんぱく質】

商品のたんぱく質含量が通常の同種の食品の含量の 50%以下であることを証明する書類の写し

⑦【特定原材料〇〇品目中××品目不使用】

商品の原材料の使用状況を証明する書類（複合原材料まで確認できるもの）

⑧【性状・形状調整】商品が次のいずれかに該当することを証明する書類の写し

ア 消費者庁より、えん下困難者用食品に係る特別用途食品の表示を許可されていること

イ 日本介護食協議会より、ユニバーサルデザインフードロゴマークを表示することを認められていること

ウ 農林水産省より、スマイルケア食の黄マークの表示について許諾を受けていること

⑨【水分・電解質補給サポート】

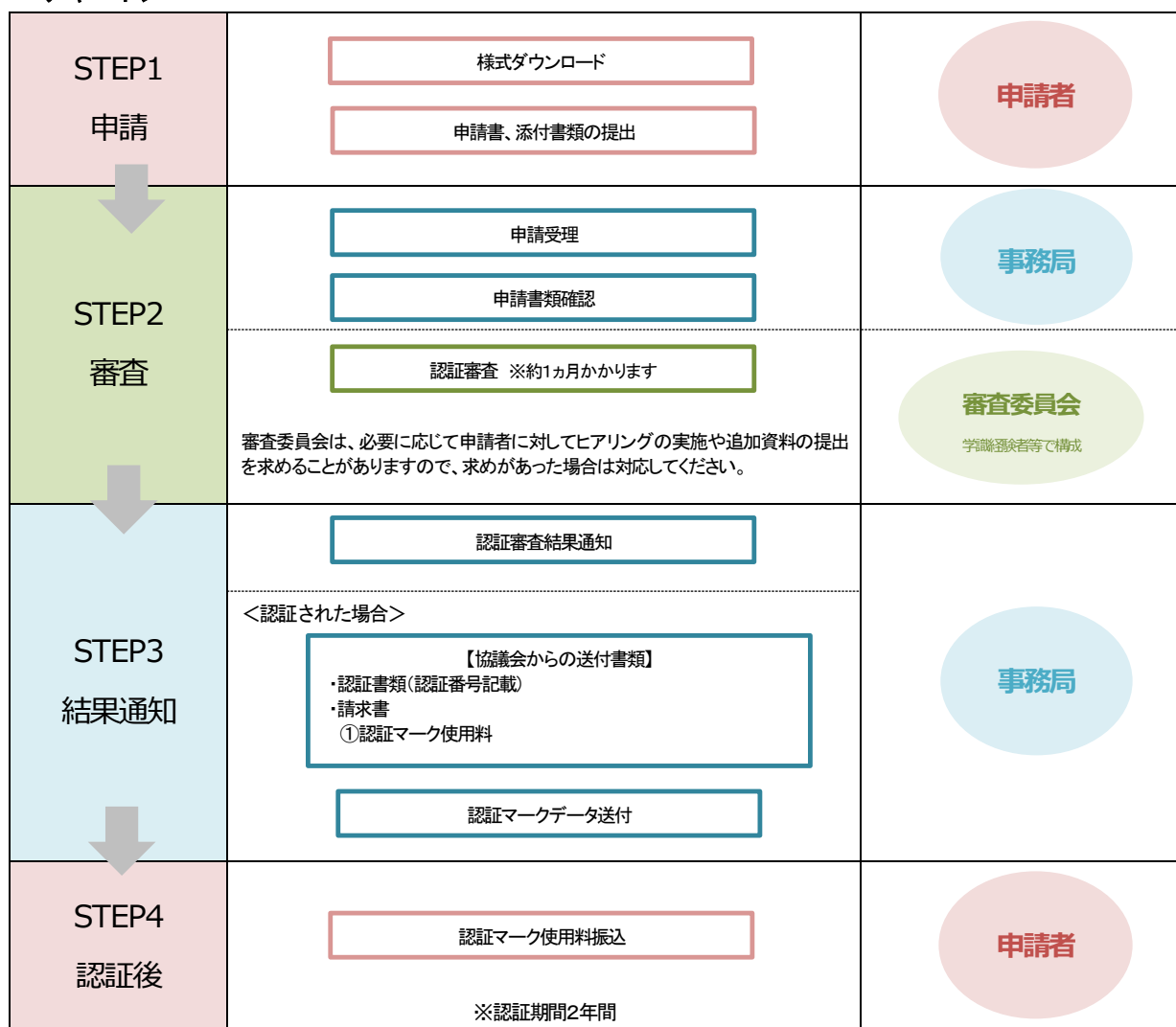
商品の成分（水分、電解質及び食塩相当量を含む）を証明する書類の写し、又は、消費者庁より、病者用食品に係る特別用途食品のうち、水分・電解質補給ができる旨を表示することを許可されていることを証明する書類の写し

＜書類の提出＞

準備した書類（正本１部、副本２部の合計３部）を郵送及び電子メールで協議会へ提出してください。

- ・宛先の隣に朱書きで「おもいやり災害食認証制度 申請書類在中」と記入してください。
- ・電子メールの送信は、メール件名を「【企業名】（申請）おもいやり災害食」とし、送信してください。

<フローチャート>



2.更新 認証期間終了日の3か月前から更新手続きを受け付けます。

<書類の作成>

協議会ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入した後、社印を押印してください。

■ (別記様式) おもいやり災害食認証制度に係る 更新

■ 【添付書類】

①届出する商品に対して日本災害食学会が発行する、日本災害食学会認証通知書の写し

②その他、補足説明資料

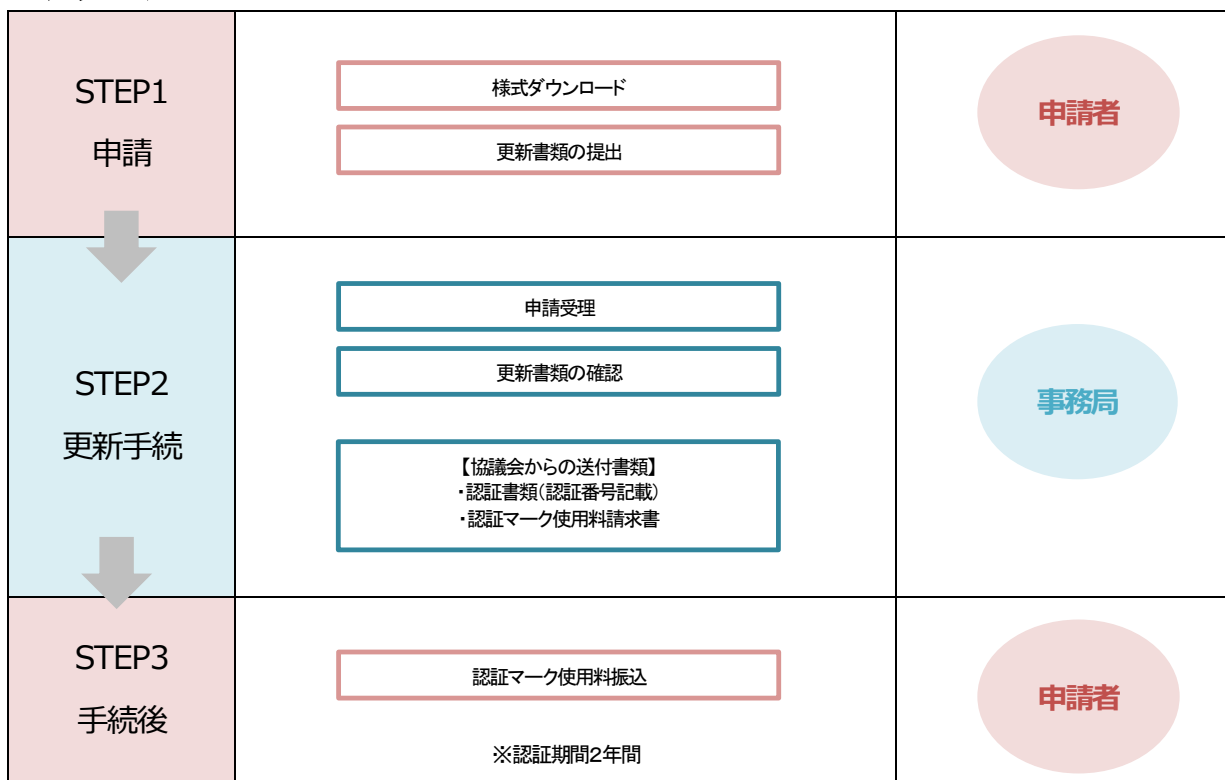
※申請時から変更がない場合、添付資料は提出不要です。申請内容に変更がある場合は、あわせて「3.変更」(P7) 手続きが必要となります。

<書類の提出>

準備した書類(正本1部、副本2部の合計3部)を郵送及び電子メールで協議会へ提出してください。

- ・宛先の隣に朱書きで「おもいやり災害食認証制度 更新書類在中」と記入してください。
- ・電子メールの送信は、メール件名を「【企業名】(更新) おもいやり災害食」とし、送信してください。

<フローチャート>



3.変更

<書類の作成>

協議会ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入した後、社印を押印してください。

- （別記様式） おもいやり災害食認証制度に係る 変更
- 【添付書類】※以下は前回提出時からの変更がある資料のみ

[共通]

- ①（別紙１） おもいやり災害食認証制度 企業登録書
- ②（別紙２ - 変更） おもいやり災害食認証制度に係る商品の概要
- ③（別紙３） おもいやり災害食認証制度に係る認証基準対応表
- ④届出する商品に対して日本災害食学会が発行する、日本災害食認証通知書の写し
- ⑤その他、補足説明資料

[個別（届出する商品の対象項目別）]

- ⑥【低たんぱく質】

商品のたんぱく質含量が通常の同種の食品の含量の 50%以下であることを証明する書類の写し

- ⑦【特定原材料〇〇品目中××品目不使用】

商品の原材料の使用状況を証明する書類（複合原材料まで確認できるもの）

- ⑧【性状・形状調整】

商品が次のいずれかに該当することを証明する書類の写し

ア 消費者庁より、えん下困難者用食品に係る特別用途食品の表示を許可されていること

イ 日本介護食品協議会より、ユニバーサルデザインフードロゴマークを表示することを認められていること

ウ 農林水産省より、スマイルケア食の黄マークの表示について許諾を受けていること

- ⑨【水分・電解質補給サポート】

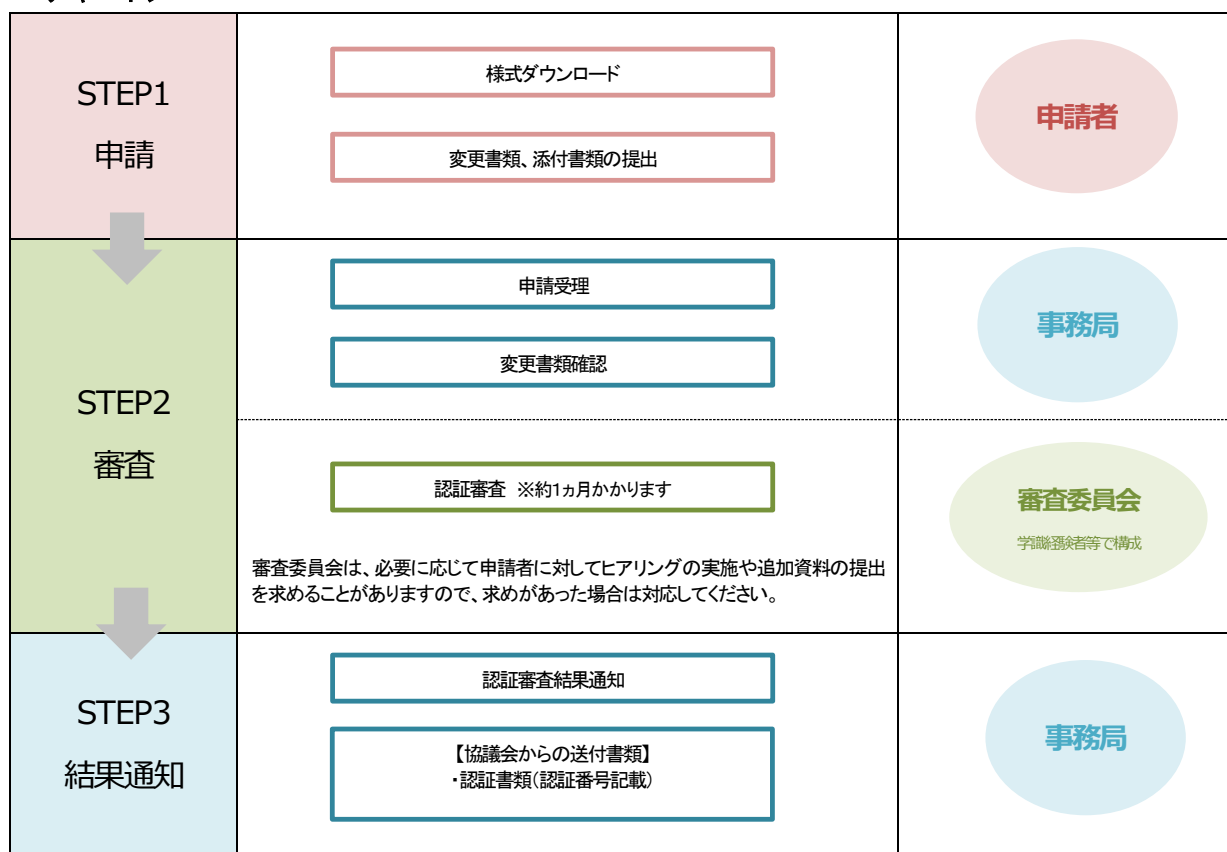
商品の成分（水分、電解質及び食塩相当量を含む）を証明する書類の写し、又は、消費者庁より、病者用食品に係る特別用途食品のうち、水分・電解質補給ができる旨を表示することを許可されていることを証明する書類の写し

<書類の提出>

準備した書類（正本１部、副本２部の合計３部）を郵送及び電子メールで協議会へ提出してください。

- ・宛先の隣に朱書きで「おもいやり災害食認証制度 変更書類在中」と記入してください。
- ・電子メールの送信は、メール件名を「【企業名】（変更）おもいやり災害食」とし、送信してください。

<フローチャート>



※変更前の認証期間を引き継ぐため、改めて認証料を支払う必要はありません。

4. 辞退

＜書類の作成＞

以下項目を記入した後、代表者印を押印してください。
(任意様式)

- ① 協議会会長宛
- ② 申請者の企業名、代表者職・氏名（押印）
- ③ (1) 認証を辞退する商品名、JAN コード、認証番号
(2) 辞退する理由

＜書類の提出＞

準備した書類を郵送及び電子メールで協議会へ提出してください。

- ・宛先の隣に朱書きで「おもいやり災害食認証制度 辞退書類在中」と記入してください。
- ・電子メールは、メールの件名を「【企業名】(辞退) おもいやり災害食」とし、送信してください。

＜見本＞

一般社団法人健康ビジネス協議会 年 月 日		
代表理事 会長 吉田 康 様		
1	株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇〇 印	
おもいやり災害食認証制度 認証の辞退に係る届出書		
1. 認証を辞退する商品		
認証商品名	JAN コード	認証番号
2. 辞退する理由		

5. 書類の提出先

※資料提出に際しての配送手数料は申請者の負担となります。

【郵送先】 〒950-0078

新潟県新潟市中央区万代島 5 番 1 号 万代島ビル 9 階
(一社) 健康ビジネス協議会

【E-mail】 info@kenbikyuu.jp

電子ファイル（申請書は Word ファイル形式、添付書類は Word ファイル形式以外も可。）を
電子メールで送付した後、押印した書類を郵送してください。（正本 1 部、副本 2 部の合計 3 部）

6. お問い合わせ

(一社) 健康ビジネス協議会 事務局 【TEL】 025-246-4233

＜受付時間＞

月曜日～金曜日（休日、祝日、年末年始を除く）
9 時 00 分～17 時 00 分（12 時 00 分～13 時 00 分を除く）

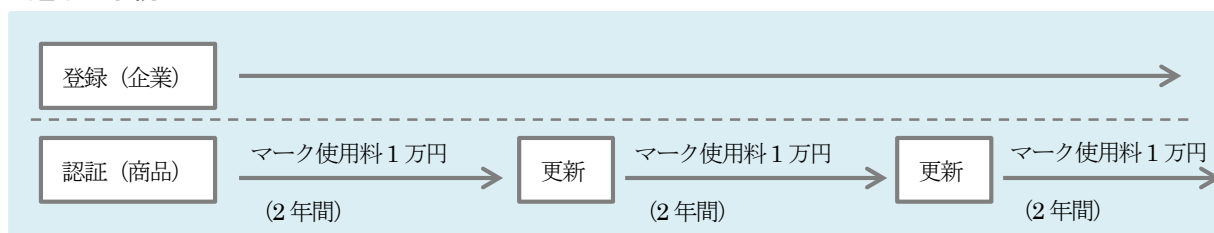
7.Q&A

- Q1. 日本災害食学会の日本災害食認証を申請中で、まだ取得していない場合は申請できますか。
A1. 申請できません。日本災害食認証を取得してから、当認証制度の申請を行ってください。
- Q2. 「低たんぱく質」の項目の商品を申請する場合に添付する「商品のたんぱく質含量が通常の同種の食品の含量の50%以下であることの証明」は何に基づいて行えばよいですか。
A2. 同種の食品のたんぱく質含量の基準は、日本食品標準成分表によるものとします。ただし、同種の食品が日本食品標準成分表に示されていない場合は、比較する食品とそのたんぱく質含量を具体的に示してください。
また、申請する商品のたんぱく質含量は、分析データを提出することとし、分析データは信頼性を確保するため、消費者庁の特別用途食品の表示許可基準（参考）に準じて分析されていることが望ましいです。
なお、たんぱく質が元来含まれていない食品群については、申請の対象にはなりません。
- Q3. 「特定原材料等〇〇品目中××品目不使用」の項目の商品を申請する場合に添付する「商品の原材料の使用状況を証明する書類（複合原材料まで確認できるもの）」とはどのようなものですか。
A3. ・加工食品品質表示基準に基づいた申請する商品に使用している原材料（複合原材料を含む）
・アレルギー物質を含む食品に関する表示指導要領に基づき、申請する商品に含まれる表示すべき特定原材料等の全てが記載された書類です。なお、申請する商品の同一製造ラインにおけるコンタミネーションを起こす可能性のある特定原材料の有無についても記載してください。書式は自由なので、各申請者で作成していただきますが、提出時には代表者印を押印してください。
- Q4. 「水分・電解質補給サポート」の項目の商品を申請する場合に添付する「商品の成分（水分、電解質及び食塩相当量を含む）を証明する書類」はどのようなものですか。
A4. 申請する商品について、認証基準で定める分析項目及び必要な表示事項全て（水分、食塩相当量、ナトリウムイオン・カリウムイオン・塩素イオン・クエン酸イオン・乳酸イオン・酢酸イオン）に関する成分の分析データが記載された書類です。書式は自由なので、各申請者で作成していただきますが、提出時には代表者印を押印してください。なお、分析データは信頼性を確保するため、消費者庁の特別用途食品の表示許可基準（参考）に準じて分析されていることが望ましいです。
- Q5. 申請から認証されるまでに、どのくらいの期間がかかりますか。
A5. 申請書受理から認証まで1か月程度かかります。認証決定後に認証書類（認証番号記載）、請求書（認証マーク使用料）を郵送します。
- Q6. 認証申請中に認証マークをパンフレット・チラシに表示してもいいですか。
A6. 申請中は、認証マークは表示できません。ただし、認証されるまでの期間は、企業の責任において「(一社)健康ビジネス協議会おもしろ災害食認証制度 申請中」と表記することは可能です。
- Q7. キャンペーンの為、商品の包装を少し変更します。変更届を提出する必要はありますか。
A7. 商品のJANコードを変更しなければ、変更届出の提出は不要です。

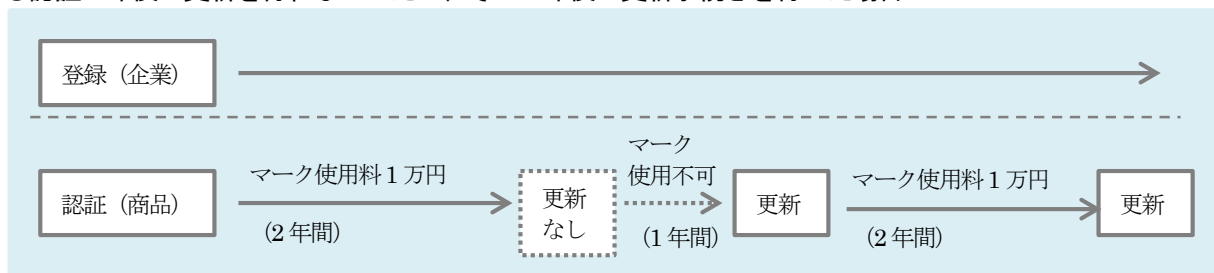
- Q8. 認証期間は2年となっていますが、2年以上認証マークを使用したいときは、更新手続きをする必要がありますか。
- A8. 必要です。認証期間終了日の3か月前から更新手続きを受付けますので、必要書類を提出してください。なお、協議会から認証期間終了前に更新手続きに関する連絡は行いませんので、各自でご留意ください。
- Q9. 認証されてから2年後に更新手続きを行わなかった場合、どうなりますか。
- A9. 認証された日から認証の更新手続きが行われずに **5年を経過した場合** は、認証者の本認証制度への登録を解除します。

【例】認証商品1点の場合

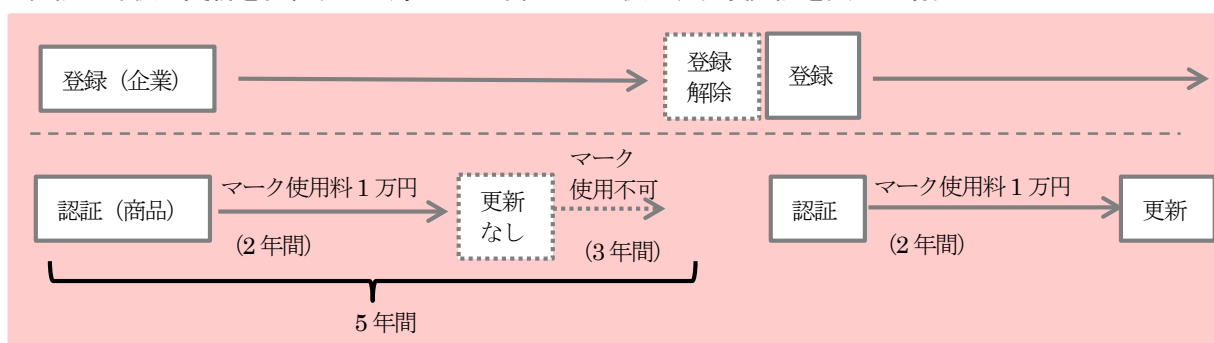
○通常の手続き



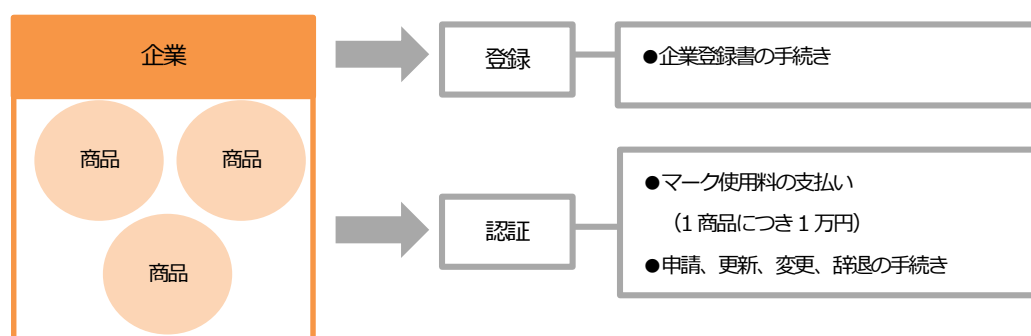
○認証2年後の更新を行わなかったが、その1年後に更新手続きを行った場合



○認証2年後の更新を行わずに登録から5年経過した後に、再度認証を受ける場合



<基本の考え方>



【参考】消費者庁の特別用途食品の表示許可基準

製造日が異なる製品又は別ロットの製品を3包装以上無作為に抽出して、国、地方公共団体等が設置した試験研究機関その他適当と認められる機関において、別紙2から別紙5に掲げる試験方法により行うものとし、それぞれの試験検査成績書には試験検査機関名及び試験者名の記載並びに責任者の押印が必要である。

（消費者庁 特別用途食品の表示許可等について（令和元年9月9日付け消食表第296号）

別添2 特別用途食品の表示許可申請時に注意すべき事項 2の（2）イ なお書 ）

1 病者用食品の試験方法

（1）試験方法及びアレルギー物質を含む食品の検査方法については、特に定めがない場合、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）における栄養成分等の分析方法※1及びアレルギーを含む食品の検査方法※2によるものとする。

（2）（1）に掲げる試験方法の中で規定されていない項目については、採用した試験方法の名称等を試験成績書に記載すること。ただし、対応できない場合は、この限りではない。

（3）糖尿病用組合せ食品及び腎臓病用組合せ食品は、生鮮食品の使用等により、包装間のばらつきが大きいため、1つの献立につき2包装以上をミキサーで均一にしたものを試料として試験を実施する。

※1栄養成分等の分析方法については、「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号）の別添「栄養成分等の分析方法等」を参照すること。

※2アレルギー物質を含む食品の検査方法については、「食品表示基準について」の別添「アレルギーを含む食品の検査方法」を参照すること。

（消費者庁特別用途食品の表示許可等について（令和元年9月9日付け消食表第296号）

別添2 特別用途食品の表示許可申請時に注意すべき事項 別紙2）

【参考】消費者庁の食品表示基準

（E-23）特定の特定原材料等を使用していない旨の表示があれば、当該特定原材料等が含まれていないと考えてよいですか。

（答）

「使用していない」旨の表示は、必ずしも「含んでいない」ことを意味するものではありません。これは、表示をする者が、特定原材料等の使用の有無について、製造記録などにより適切に確認したことを意味するものです。

（消費者庁 食品表示基準 Q&A について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示）

第4条 (2) 原材料名

使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、2種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）については、次に定めるところにより記載すること。

(ア) 複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。

ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合にあっては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多い順が3位以下であって、かつ、当該割合が5%未満である原材料について、「その他」と記載することができる。

(イ) 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる。

（消費者庁 加工食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号、最終改正

平成 24 年 6 月 11 日消費者庁告示第 5 号）

(1) 特定原材料等の表示方法

特定原材料等の表示は、次のいずれかにより表示すること。

① 特定原材料等を原材料として含んでいる場合は、原則、原材料名の直後に括弧を付して特定原材料等を含む旨を表示すること。なお、この含む旨の表示は、「(〇〇を含む)」(「〇〇」には特定原材料等名を表示。以下同じ。)と表示することとし、特定原材料のうち「乳」については、「乳成分を含む」と表示すること。

② 特定原材料等に由来する添加物を含む食品の場合は、原則、当該添加物の物質名と、その直後に括弧を付して特定原材料等に由来する旨を表示すること。なお、この由来する旨の表示は、「(〇〇由来)」と表示することとし、特定原材料のうち「乳」については、「乳成分由来」ではなく、「乳由来」と表示すること。

ただし、食品表示基準別表第 7 の一括名により表示する場合は、一括名の直後に括弧を付して特定原材料等に由来する旨を表示すること。

また、食品表示基準別表第 6 の用途名を併記する場合は、次により表示すること。

ア 「用途名（物質名：〇〇由来）」又は「用途名（物質名（〇〇由来）」と表示すること。なお、見やすさの観点からは、二重括弧を使用するよりも、「：」を使用する方がより望ましい。

イ 2 つ以上の特定原材料等から構成される添加物については、「用途名（物質名：〇〇・〇〇由来）」と表示すること。

なお、特定原材料等由来の添加物についての表示例は、別表 2 のとおり。

（消費者庁 食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表 第 139 号）

別添 アレルゲン関係 第 1 の 3）

8.申請書類の記入例

※協議会記入欄

受付日	年 月 日
-----	-------

(別記様式)

2018 年●月●日

一般社団法人健康ビジネス協議会
代表理事 会長 吉田 康 様

企業名 株式会社●●●●●●●●
代表者職・氏名 代表取締役社長●●●●●●●●印

おもいやり災害食認証制度に係る

- ☒申請
☐更新
☐変更

一般社団法人健康ビジネス協議会おもいやり災害食認証制度実施要領の規定に基づき、提出します。

1. 対象商品

商品名	JAN コード	認証番号※
低たんぱくごはん	490*****	

※新たに申請する場合は記入不要

※行は適宜加除してください。

【添付資料】 提出する資料の□にチェックしてください。

関係書類	申請	更新	変更
① おもいやり災害食認証制度 企業登録書 (別紙1) ※初回申請のみ提出 (2回目以降の申請、変更については、内容に変更がある場合のみ提出)	☒	—	☐
② おもいやり災害食認証制度に係る商品の概要 (別紙2-申請) ※申請する商品1点につき1枚作成すること。	☒	—	—
③ おもいやり災害食認証制度に係る商品の概要 (別紙2-変更) ※申請する商品1点につき1枚作成すること。	—	—	☐
④ おもいやり災害食認証制度に係る認証基準対応表 (別紙3) ※申請する商品1点につき1枚作成すること。	☒	—	☐
⑤ 申請(届出)する商品に対して日本災害食学会が発行する、日本災害食認証通知書の写し	☒	☐	☐
⑥ その他、補足説明資料 (企業の概要、商品の概要が分かる資料等)	☒	☐	☐

(別紙1) ※初回申請及び既申請内容に変更のある場合のみ提出

おもいやり災害食認証制度 企業登録書

2018 年●月●日

1. 申請者概要

(ふりがな) 企業名	かぶしきがいしゃ●●●●●●			(社印)
	株式会社●●●●●●			
代表者	役職	代表取締役社長		
	(ふりがな)	●●●●●●		
	氏名	●●●●●●		
所在地等	〒***-**** 新潟県●●市●●●●●●			
	TEL(代表)	025-***-****	FAX	025-***-****
	URL	http://www. ~~~~		
担当者	(書類送付先) 〒***-**** 新潟県●●市●●●●●●			
	部署	製造管理課		
	役職	主任		
	(ふりがな)	にいがた たろう		
	氏名	新潟 太郎		
	TEL(直通)	025-***-****	FAX	025-***-****
	E-mail	***@***.co.jp		

2. 確認事項

認証制度への企業登録にあたり、以下の項目への同意をお願いします。

(各項目の□にチェックしてください。)

- ☒①認証商品を（一社）健康ビジネス協議会が、展示会等で展示する場合があります。
- ☒②（一社）健康ビジネス協議会のホームページにおいて、認証商品の画像等の掲載や申請企業のホームページへのリンクを行う場合があります。

(別紙2 - 申請)

おもいやり災害食認証制度に係る商品の概要

企業名：株式会社●●●●●●

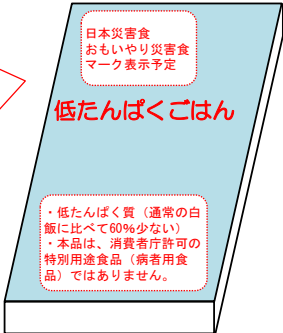
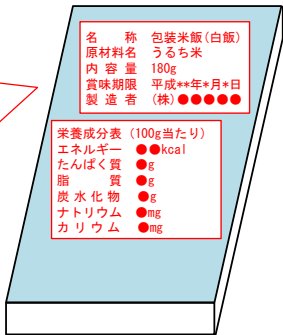
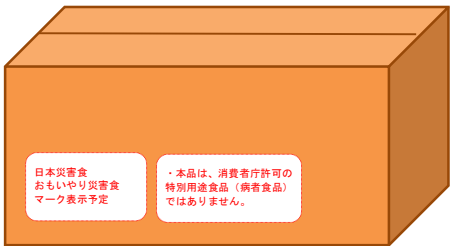
1. 申請する商品の情報

商品名	商品の概要
低たんぱくごはん	【製造者】(株)●●●●●● 【名称】包装米飯（白米） 【内容量】180g 乳酸発酵処理によりたんぱく質含有量を通常の 40%に減らした包装米飯
対象項目（該当する項目の□にチェックし別紙3のそれぞれの項目を参照すること。）	
☒ 低たんぱく質	☐ 性状・形状調整
☐ 特定原材料○○品目中××品目不使用 （表示する不用品目数： 品目中 品目）	☐ 水分・電解質補給サポート

2. 日本災害食認証状況

認証登録日	認証番号	認証期限
2018 年●月●日	S00XXX	2023 年●月▲日

3. 申請する商品の画像

	表面	裏面
パッケージ	「性状・形状調整」の場合は、既に許可を受けている表示（UDF、スマイルケア等）をわかりやすく示してください。 	写真画像は、可能な限り商品概要が確認できる写真を掲載してください 
カートン		

※ 商品の画像には、必要な表示事項を満たすことが確認できるよう、認証マークの表示予定位置や表示する内容等に関する説明を付け加えること。また、商品表示とカートンなど表示が複数部分となる場合は、いずれも記載すること。

4. マークを表示する場所（該当する項目全てにチェックしてください）

☒商品 ☒チラシ ☐カタログ ☒カートン ☐その他（ ）

(別紙 3-1)

おもいやり災害食認証制度に係る認証基準対応表
【低たんぱく質】

今回の内容 (いずれかにチェックしてください)	
☒ 申請	☐ 変更
企業名	商品名
株式会社●●●●●	低たんぱくごはん

認証基準	確認内容	対応状況
商品のたんぱく質含量が通常と同種の食品の含量の 50%以下であること。	たんぱく質含量 (通常と同種の食品比)	<u>40%</u>
<参考情報> 低たんぱく質食品に係る特別用途食品の表示許可		有 ・ 無 (いずれかに○)
関係書類 (要添付)		確認 (□にチェックしてください)
商品のたんぱく質含量が、通常と同種の食品の含量の 50%以下であることを証明する書類の写し		☒

9. 更新書類の記入例

※協議会記入欄

受 付 日	年 月 日
-------	-------

(別記様式)

2018 年●月●日

一般社団法人健康ビジネス協議会
代表理事 会長 吉田 康 様

企業名 株式会社●●●●●●●●
代表者職・氏名 代表取締役社長●●●●●●●●印

おもいやり災害食認証制度に係る

- ☐ 申請
☒ 更新
☐ 変更

一般社団法人健康ビジネス協議会おもいやり災害食認証制度実施要領の規定に基づき、提出します。

1. 対象商品

商品名	JAN コード	認証番号※
低たんぱくごはん	490*****	*****
やわらかおかゆ	490#####	#####

※新たに申請する場合は記入不要

※行は適宜加除してください。

【添付資料】 提出する資料の□にチェックしてください。

関係書類	申請	更新	変更
① おもいやり災害食認証制度 企業登録書（別紙1） ※初回申請のみ提出（2回目以降の申請、変更については、内容に変更がある場合のみ提出）	☐	—	☐
② おもいやり災害食認証制度に係る商品の概要（別紙2-申請） ※申請する商品1点につき1枚作成すること。	☐	—	—
③ おもいやり災害食認証制度に係る商品の概要（別紙2-変更） ※申請する商品1点につき1枚作成すること。	—	—	☐
④ おもいやり災害食認証制度に係る認証基準対応表（別紙3） ※申請する商品1点につき1枚作成すること。	☐	—	☐
⑤ 申請(届出)する商品に対して日本災害食学会が発行する、日本災害食認証通知書の写し	☐	☒	☐
⑥ その他、補足説明資料（企業の概要、商品の概要が分かる資料等）	☐	☒	☐

10. 変更書類の記入例

※協議会記入欄

受付日	年 月 日
-----	-------

(別記様式)

2018 年 ● 月 ● 日

一般社団法人健康ビジネス協議会
代表理事 会長 吉田 康 様

企業名 株式会社●●●●●●
代表者職・氏名 代表取締役社長●●●●●●印



おもいやり災害食認証制度に係る

- ☐ 申請
☐ 更新
☒ 変更

一般社団法人健康ビジネス協議会おもいやり災害食認証制度実施要領の規定に基づき、提出します。

1. 対象商品

商品名	JAN コード	認証番号※
低たんぱくごはん	490*****	*****

※新たに申請する場合は記入不要

※行は適宜加除してください。

【添付資料】 提出する資料の□にチェックしてください。

関係書類	申請	更新	変更
① おもいやり災害食認証制度 企業登録書 (別紙1) ※初回申請のみ提出 (2回目以降の申請、変更については、内容に変更がある場合のみ提出)	☐	—	☐
② おもいやり災害食認証制度に係る商品の概要 (別紙2-申請) ※申請する商品1点につき1枚作成すること。	☐	—	—
③ おもいやり災害食認証制度に係る商品の概要 (別紙2-変更) ※申請する商品1点につき1枚作成すること。	—	—	☒
④ おもいやり災害食認証制度に係る認証基準対応表 (別紙3) ※申請する商品1点につき1枚作成すること。	☐	—	☒
⑤ 申請(届出)する商品に対して日本災害食学会が発行する、日本災害食認証通知書の写し	☐	☐	☒
⑥ その他、補足説明資料 (企業の概要、商品の概要が分かる資料等)	☐	☐	☒

(別紙2-変更)

おもいやり災害食認証制度に係る変更する認証商品の概要

企業名： 株式会社●●●●●●

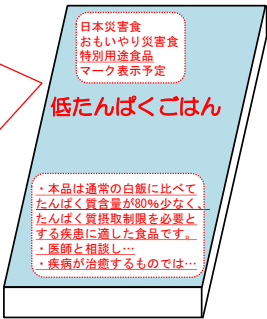
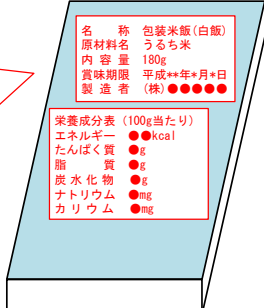
1. 変更する商品の情報

商品名	旧 JAN コード	新 JAN コード	変更内容
低たんぱくごはん	490*****	490#####	たんぱく質の含有量を通常の食品の20%に低減させ、低たんぱく質食品に係る特別用途商品の表示許可を受けた。
対象項目（該当する項目の□にチェックし別紙3のそれぞれの項目を参照すること。）			
☒ 低たんぱく質 ☐ 性状・形状調整 ☐ 特定原材料○○品目中××品目不使用 ☐ 水分・電解質補給サポート (表示する不用品目数： 品目中 品目)			

2. 日本災害食認証状況

認証登録日	認証番号	認証期限
2018年●月●日	S00XXX	2023年●月▲日

3. 変更後の商品の画像

変更箇所		
消費者庁より、低たんぱく質食品に係る特別用途食品の表示許可を得たため、商品とカートンにマークを併せて表示する。		
	表面	裏面
パッケージ	「性状・形状調整」の場合は、既に許可を受けている表示（UDF、スマイルケア等）をわかりやすく示してください。 	写真画像は、可能な限り商品概要が確認できる写真を掲載してください 
カートン		

※ 商品の画像には、必要な表示事項を満たすことが確認できるよう、認証マークの表示予定位置や表示する内容等に関する説明を付け加えること。また、商品表示とカートンなど表示が複数部分となる場合は、いずれも記載すること。

4. マークを表示する場所（該当する項目全てにチェックしてください）

☒商品 ☒チラシ ☐カタログ ☒カートン ☐その他（ ）

(別紙 3-1)

おもいやり災害食認証制度に係る認証基準対応表
【低たんぱく質】

今回の内容 (いずれかにチェックしてください)	
☐ 申請	☒ 変更
企業名	商品名
株式会社●●●●●	低たんぱくごはん

認証基準	確認内容	対応状況
商品のたんぱく質含量が通常と同種の食品の含量の 50%以下であること。	たんぱく質含量 (通常と同種の食品比)	<u>20%</u>
＜参考情報＞ 低たんぱく質食品に係る特別用途食品の表示許可		☒ 有 ・ 無 (いずれかに○)
関係書類 (要添付)		確認 (□にチェックしてください)
商品のたんぱく質含量が、通常と同種の食品の含量の 50%以下であることを証明する書類の写し		☒